

府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会設置要綱

平成26年6月19日

要綱第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共施設マネジメントの効果的な推進に必要なモデル事業の実施について、専門的知識を有する者等の意見を反映させるため、府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「モデル事業」とは、公共施設の効果的かつ効率的な活用のため、市長が別に定める異なる用途の施設の機能等の組み合わせによる効果を検証する事業をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、モデル事業の実施について意見の交換等を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員6人をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2人
- (2) むさし府中商工会議所の推薦する者 1人
- (3) 府中市自治会連合会の推薦する者 1人
- (4) 公募による市民 2人

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、前条の規定により市長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、行政管理部建築施設課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

2 この要綱は、第5条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。